

時価会計等に関する所感

日本公認会計士協会
会長 増田 宏一

昨年の米国におけるサブプライム問題を発端とした世界的な金融市場の混乱を契機に、諸外国をはじめ我が国においても、金融商品会計基準における時価の算定に係る取扱い等の対応が図られている。このような状況を背景に、株式や債券等の金融商品に係る時価会計が凍結されるかのような新聞報道がなされている。こうした報道を受けて、会員から時価会計の凍結が検討されているかとの問い合わせもある。

最近、公表されている米国証券取引委員会（SEC）、米国財務会計基準審議会（FASB）及び国際会計基準審議会（IASB）における金融商品の時価の算定に係る取扱い等は、時価会計そのものの凍結を容認した取扱いではなく、流動性の著しく乏しい債券等の時価の算定等に係る取扱いについて、現在の基準の枠組みの中での対応が図られているものであることを、会員におかれては正しく認識していただきたい。

日本公認会計士協会は、会計基準が、企業の実態を反映する鏡であり、投資家に対して意思決定情報を提供するための財務諸表に関する基準であることから、金融市場の混乱を契機に金融商品の時価評価を凍結することは、到底、賛同できないと考えている。

今後とも、我が国の会計基準が国際的にも質の高いものとして適切に改善されるとともに、その一貫した実施が円滑に行われるよう、日本公認会計士協会としては、協力していく所存である。

以 上